

## 第2章 医療通訳

日本で暮らす在留外国人の増加とともに、日本語で十分コミュニケーションのできない人たちが医療機関を訪れる機会が増えてきている。医療通訳とは、病院や医院などの医療機関や薬局などで医療に関わる会話を対象に、二つ以上の言語間の言葉の橋渡しをおこなう業務のことである。

会議通訳の一つの分野としての医学通訳もあるが、そのおもな業務は医学学会や医学系のイベントなどでの通訳である。本書で扱うコミュニティ通訳としての医療通訳は、そのような通訳とはまったく異なり、地域社会で暮らす人たちのための言葉の橋渡しをおこなう業務を指す。医療通訳は高度な知識や通訳能力を要するという点で、司法通訳と並び、コミュニティ通訳のなかでの重要分野である。この章では、医療通訳の意義や根拠、現状や問題、通訳者の倫理や役割、医療提供者との関係などについて解説する。また、医療通訳のなかではその意義などの点で特殊な位置づけにある「メディカル・ツーリズム」についてもふれたい。

## 生まれた赤ちゃんは男の子——医療通訳の現場から

Aさんは日系ブラジル人だが、日本人と結婚して某地方都市に住んでいる。ブラジル人をはじめとする外国人が多く暮らしている地域なので、外国人のための医療に対応している病院もいくつかあり、Aさんはその一つで看護助手という立場で専任のスタッフとして雇われている。Aさんはすでに二〇年間、この仕事に従事していて、ベテランの域に達している。Aさんのおもな仕事はブラジル人が来院したときの通訳である。通訳以外にも、患者さんのために入院の手続きや手術や検査などに関する説明をしたりするのも仕事である。毎日一〇人以上のブラジル人の患者が訪れ、ほとんど一日中、暇な時間はない。

Aさんが医療通訳の仕事を始めない頃、通訳の仕事の難しさを思い知った出来事があった。産婦人科で妊娠七カ月目の妊婦さんの定期検診の通訳をしたときのことである。初めての子どもだということで、妊婦さんもその家族も、生まれるのをとても楽しみにしている。超音波検査をしながらの会話の通訳をした。

医師 赤ちゃんは元気に育っています。心配ないですよ。

妊婦 男か女かわかりますか。

医師 そうですね。はっきりとはわかりませんが、この映像で見える限り、女の子のようですね。

妊婦 そうですか。うれしいです。

三カ月後、赤ちゃんが生まれた。男の子だった。妊婦さんと家族はたいへんがっかりした。それは、男の子が欲

しかなかったからではない。その家族の出身地方では、子どもが生まれる前に、その子のために衣服や道具、家具など、すべて用意しておくという習慣があり、子どもの性別がわかった場合、何もかもそれに合わせて用意をすることになる。その家族は、女の子だと言われて、産着やベビーベッド、おもちゃ、食器など、すべて女の子用のものをそろえてしまっていたのだ。産婦さんはAさんに、「診察のとき、たしかに、女の子です、と言われたのに、男の子だったじゃない、どうしてくれるの」と、怒って文句を言ってきた。Aさんは、「ときどき判断が間違うこともあるんです。ごめんなさい」と謝るしかなかった。

そのことが気になったAさんは、診察のときのことを思い出し、あることに気づいてはっとした。自分の通訳が問題だったらしい。医師は、「はっきりとはわからないが、この映像で見る限り女の子」と言った。しかし、Aさんは、「はっきりとはわからない」「この映像で見る限り」という表現の持つ意味がしっかりと伝わるように訳せていなかった。つまり、超音波映像では、赤ちゃんの生殖器が映れば男の子だとわかるが、男の子であっても生殖器が映らないケースもある。だから映像では女の子に見えても、「今はそう見える」というだけのことにはすぎない。それを、Aさんは「女の子」の部分を強調して訳してしまった。

そして、その後の診察で、妊婦さんがときどき、これから生まれる子どものことを「私の娘」と表現することもあったので、女の子だと確信していることがわかるのに、それについてAさんは何も深く考えなかった。しかも、医師には「私の娘」という部分を、日本語として自然な「赤ちゃん」という表現で訳していたのだ。もし正確に「娘」と訳していれば、医師も気づいて、「まだ一〇〇パーセント女の子だと決まったわけではないですよ」と言うたにちがいないのに、Aさんはそのチャンスすら奪ってしまった。

性別に合わせて赤ちゃんのものを全部そろえるという習慣がある人たちだと知っていれば、もっと慎重に通訳できたのに、Aさんはいへん悔しい思いをした。いまでは医療機器も進化し、赤ちゃんの性別はほぼ一〇〇パー

セント正確にわかるようになったが、当時の状況では、もっと慎重になるべきだった。Aさんが自分の未熟さを身にしみて感じた事件だった。

### 医療通訳と生存権

日本国憲法第二十五条第一項は次のように定める。

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」には、安全な医療への権利も含まれていると解釈できる。また、日本が批准している国際人権A規約（社会権規約）第一二条には、次のように述べられている。

1 この規約の締結国は、すべての者が到達可能な最高水準の身体及び精神の健康を享受する権利を有することを認める。

この規約は、締約国に対し、第一に、妊婦、乳幼児および児童の健康、第二に、環境衛生および産業衛生の改善、第三に、病気の予防と治療、第四に、医療、看護などの確保のためのそれぞれの措置を取るべきことを義務づけたものである（外務省「世界人権宣言と国際人権規約」<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/udhr/kyaku.html>）。これらの条文は、すべての者に「健康を享受する権利」があり、医療や看護が受けられるよう、国が条件を整えることを求めている。